平成２２年（フ）第１３０２号
広島市佐伯区五日市町大字美鈴園40番地６303号
債務者　中谷　安美
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３７０号
広島市西区庚午北２丁目８番15―301号
債務者　梅本　直妙
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４４６号
広島市西区新庄町22番８―11号
債務者　本間　美佐
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４５１号
広島市安佐南区八木５丁目27番13―102号
債務者　浅枝　三哉
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４５９号
広島県東広島市西条町下見3640番地１　アッティーヴォＣ102号
債務者　佐藤　幸治
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５２８号
広島市中区銀山町６番３―304号　はしやビル
債務者　前原　知恭
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６６号
愛媛県西条市古川甲329番地10
債務者　伊藤ゆかり
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１７３号
愛媛県新居浜市垣生３丁目２番30号
債務者　眞鍋　秀和
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１７９号
愛媛県新居浜市船木甲4441番地の２
債務者　井上由美子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１８２号
愛媛県新居浜市西連寺町２丁目８番23号
債務者　原　　忠勝
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１８３号
愛媛県西条市小松町新屋敷甲1835番地１、前住所愛媛県西条市玉津725番地４
債務者　眞鍋　裕実
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１９３号
愛媛県西条市丹原町高松甲1102番地
債務者　玉井　邦夫
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１９４号
愛媛県新居浜市萩生2833番地１　治良丸南市営住宅８号伊藤幸子方、住民票上の住所愛媛県西条市氷見乙281番地５
債務者　伊藤　正規
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１０４２号
高知市薊野西町２丁目５番５―１号
債務者　覺　　啓介
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４４８号
高知市鴨部１丁目11番２―2117号
債務者　周治　和子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６９２号
高知市桜井町２丁目５番12号　ソシア寿正202
債務者　藏本　康博
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６９７号
高知市洞ヶ島町１番11号　第１洞ヶ島荘２号
債務者　木村　　孝
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　高知地方裁判所破産係